2024年11月20日

**生活クラブ生協埼玉　地域福祉事業推進構想（概要）**

生活クラブ生協埼玉 理事会

この構想は、2022年度たすけあい政策の下に設置した「第3期福祉事業研究チーム」による答申を具体化するために「第4期福祉事業研究チーム」がまとめ、たすけあい政策委員会が提案し理事会が承認したものです。

**Ⅰ．経過**

**１．第3期福祉事業研究チームとは**

　設置目的　①埼玉に必要な福祉について、生活クラブが生協として事業で取り組むべき課題の抽出

　　　　　　　②その事業を埼玉全域へ広げていくための取り組みの展望

　　　　　　　③具体的に取り組む優先順位と実行計画作成

　　メンバー　各ブロックから1～2名の福祉に関心のある組合員

　　　　　　　たすけあい政策理事、事務局

　　　　　　　ＣＣＳ（ＮＰＯ法人コミュニティケアクラブ埼玉）

**２．第３期福祉事業研究チーム討議で見えてきたこと**

1. 福祉には地域特性があり、埼玉全域での取り組みをすすめるためには、特定の事業を選択するよりも、人づくりと資金による支援体制が必要。（どこでもだれでも取り組める）
2. 地域に対して課題意識を持つ市民（組合員）の参加と、主体者形成が重要。（みんなで地域を考える）
3. 人づくり・場づくりから、まちづくりの課程を支援する「人」が必要。（一人に頑張らせない仕組み）
4. つながりの力で課題に取り組み、つながり続けることが重要。（生活クラブだけで解決しようとしない）

**３．第３期福祉事業研究チーム答申概要**（2023年１月理事会提案）

1. 福祉事業を推進する支援組織「（仮）生活クラブ地域福祉事業連合」を運動グループに呼びかけて設立し、助成と寄付の仕組みをつくる。
2. 地域ごとに、課題の共有と解決を目的とした「福祉によるまちづくり計画」の策定活動をすすめると共に、地域分析から事業設立までの相談とコーディネートを行う「（仮）地域コーディネーター」を設置する。
3. 普遍的な福祉課題（住宅・配食・家事代行）については、組合員を対象とした生活クラブの福祉事業としての取組みを検討する。
4. 事業計画等については第4次福祉事業研究チームを設置して討議を引き継ぐ。

**４．第４期福祉事業研究チーム**

設置目的　　　「生活クラブ地域福祉事業連合」の設立に関する事業計画の策定

構成メンバー　たすけあい政策メンバー（理事・ブロック役員・事務局）

　　　　　　　　　（一社）埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会

埼玉県市民ネットワーク

ＣＣＳ（ＮＰＯ法人コミュニティケアクラブ埼玉）

　　　　　　　　　ＮＰＯ法人　大人の学校（オブザーバー参加）

**Ⅱ．生活クラブ埼玉　地域福祉事業推進構想**

**1．「誰もが安心して暮らせる地域社会」の実現に向け、市民参加型の福祉活動及び福祉事業の取組みを推進します**

「福祉＝弱者支援」ではなく「福祉＝幸せ」と捉え直し、「幸せ＝個人がつかみ取るもの」ではなく、「幸せ＝み　　　　んなでつくるもの」としたとき、「誰もが幸せに暮らせる社会」を実現するために協力し合うことが「福祉」の本　来の意味になります。「私だけの幸せ」から「みんな（地域や周囲）の幸せ」へとつなげ、拡げることで「誰もが安心して暮らせる地域」の実現をめざします。

**（１）市民主体の「福祉によるまちづくり計画」策定に取り組みます。**

1. 「福祉によるまちづくり計画」は、市民参加によってつくります。

* 「福祉」を「自分ごと」として考えることから始めて、組合員・地域住民がともに自分たちの意思を反映させて計画をまとめます。
* 地域住民が自分事として考える単位として「福祉によるまちづくり計画」は、行政区単位を基本として考えます。
* 計画は、ワーカーズ・コレクティブ、地域福祉団体の活動や事業等の内容を盛り込んで策定します。

1. 「福祉によるまちづくり計画」策定を支援する「福祉まちづくりコーディネーター」を設置します。

* 地域住民、組合員と共に自治体の地域福祉計画の調査を行い、また、地域住民、地域福祉団体、ワーカーズ等との連携を推進し地域福祉のネットワークを構築する役割を担います。

**（２）「福祉によるまちづくり計画」に基づいて、地域に必要な福祉事業の設立を推進します。**

1. 市民参加型の福祉事業として、ワーカーズ・コレクティブの設立をめざします。
2. 私たちがめざす地域福祉の社会を生活クラブ・関連団体だけで実現することはできません。地域の様々な団体とも連携し、協同の理念に基づく市民参加型の福祉事業の取り組みをすすめます。
3. 生活クラブ運動グループ総体として、地域に必要な福祉事業創出の取り組みを協同してすすめます。

**（３）「福祉によるまちづくり計画」策定への参加者・団体で「福祉事業運営会議」を設置します。**

1. 事業開始後も協議の場を持ち、課題やニーズの変化に対応し共に解決することを目的に設置します。
2. 生活クラブ組織との連携を重視し、事業エリアの支部・ブロック・理事会からの参加をすすめます。
3. 市民参加型の主役は組合員を含めた地域に暮らす市民です。地域福祉に主体的に関わる担い手づくりをすすめ、持続可能な組織をめざします。

**２．地域に必要な福祉事業の設立と運営を支援する「生活クラブ地域福祉事業連合」を設立します。**

**（１）「生活クラブ地域福祉事業連合」は生活クラブ運動グループ協議会団体と協同で設立します。**

* 呼びかけ対象団体：（一社）埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会・埼玉県市民ネットワーク・ＮＰＯ法人大人の学校・ＮＰＯ法人コミュニティケアクラブ埼玉

**（２）誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的に、人材育成と支援基金の仕組みを作ります。**

1. 「人材登録バンク」の構築と運営

* 人材育成プログラム（講座）の実施
* 登録の仕組みづくりとマッチング機能の構築

1. 福祉まちづくりコーディネーターの育成・管理・運営

　　　　 ※生活クラブからの受託事業として取組む。

※福祉まちづくりコーディネーターは「生活クラブ地域福祉事業連合」に位置付ける。

* 育成プログラムの開発
* 福祉まちづくりコーディネーターが機能する支援体制の構築

1. 福祉アドバイザーの設置

* 福祉まちづくりコーディネーターからの相談を受け、サポートする
* 有識者とのアドバイザリー契約による支援体制づくり

1. 支援基金制度の造成と運営

* 市民参加の寄付による設立支援型
* クラウドファンディングによる個別事業支援型
* 市民参加の寄付による設立支援型の現物支給について調査研究と仕組み作り

**Ⅲ．地域福祉事業構想 実行計画**

**１．「福祉によるまちづくり計画」策定活動の推進**

**（１）組合員の理解をすすめます**

1. 「地域福祉事業推進構想」に関する学習会・ワークショップ等の実施を提案します。

* 2025年６月の総代会までの期間は、集中して構想への理解をすすめる学習会等を開催。
* 2025年総代会以降は、上記に加え、改めて福祉の取り組みの必要性を考える機会を作ります。

1. ニーズの把握と構想の周知を目的にした全組合員対象のアンケート調査を提案します。

**（２）人が集まる機会・場を活用して地域課題について考えることから始め、「福祉によるまちづくり計画」を**

**策定します。**

※「福祉によるまちづくり計画」策定を目的にした集まりは、会議費を単協全体負担とします。

1. 小さな単位で集まる場をつくって、地域課題について共有することを提案します。

* 支部・ブロックや、拠点（くらぶルーム、くらぶメゾン、生活館）、地区、班、組、Ｔハウス、連など、あらゆる場面で地域についての話をします。

1. 「地域の課題を共有する」をすすめるためのフォーマットを作成します。

* 参加者で共有するツールとして活用しニーズを把握します。

1. 実態の把握と課題の抽出のため、アンケート調査・ヒアリング調査等に取り組みます
2. 対象エリアの自治体の「地域福祉計画」を調査し、共有します。

* この調査は「福祉によるまちづくり計画」を「自分ごと」として捉えることを目的に行います。
* 自治体の地域福祉計画の内容で、将来の生活について不安がないのか、納得がいくのかを話し合って、自治体任せで解決できないことは、「自ら考え、自ら行動する」という生活クラブの基本的な行動理念に基づいて、自分たちが住む地域に必要な福祉のしくみや事業について考えます。

1. エッコロ制度の事由報告も共有します

* 現在の組合員が困っていることの資料として提示。
* エッコロ制度のおたがいさまのたすけあいの範疇をこえる事由があることを共有します。

1. 生活クラブ運動グループ団体および地域福祉団体に参加を呼びかけ、よりリアルな地域課題を共有して

策定活動に取り組みます。

* 当初呼びかけ団体（案）：エッコロ基金助成団体、生活クラブ福祉事業基金(生活クラブ共済連)助成団体、首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」助成団体　等

1. 地域分析・調査活動のモデルを提示します。

* おおぜいの参加で実施できるよう呼びかけます。

1. 「福祉によるまちづくり計画」を策定します。

* 支部単位、行政区単位などエリアを決めた上で取り組みます。
* 小さな話し合いの場から、想いを持って検討してきた事業の実現に向けて、おおぜいの組合員、地域住民が関わって作り上げていくことが大切になります。
* 生活クラブが行政区単位に設立をすすめている「地域協議会」とも連携します。

**（３）「福祉まちづくりコーディネーター」「地域福祉アドバイザー」を設置します。**

1. 第１ステップ期間（福祉まちづくりコーディネーター配置前）

* スタート時は「第１ステップ」として、地域課題等の情報収集に集中して取り組みます。
* 「福祉まちづくりコーディネーター」の配置前は、生活クラブ地域福祉事業連合に設置する「地域福祉アドバイザー（常勤職員兼務）」が「福祉によるまちづくり計画」策定を支援します。
* この期間の策定活動支援は、ブロック、支部、事務局と「地域福祉アドバイザー」が協働して対応します。
* 第１ステップの取り組みを通して支援に必要なスキル等を把握し、養成プログラムづくりに反映します。
* 生活クラブは「人づくり」を目標に「福祉まちづくりコーディネーター」養成プログラム受講を組合員に呼びかけます。

1. 第２ステップ（福祉まちづくりコーディネーター配置後）

* 第２ステップ当初はブロックに２～３名の配置をすすめ、複数名で支援対応できる体制をつくります。
* 最終的な配置人数は、生活クラブ地域福祉事業連合との検討事項とします。

**２．「生活クラブ地域福祉事業連合」の設立**

**（１）法人格**

1. 生活クラブ地域福祉事業連合の法人格は、一般社団法人とします。

* 運営資金として出資金を集めることができる形態として選びました。
* 生活クラブ運動グループ協議会団体で理事会を構成します。
* 理事会を構成する会員団体の会費で、事務局の人件費が賄えるように設計します。各団体の事業規模を勘案し按分します。（生活クラブ地域福祉事業連合の予算計画で各団体へ提案）
* 生活クラブ埼玉からの出資を提案します（出資総額は2025年1月以降の設立準備会で検討し、2025年度第51回生活クラブ通常総代会へ提案します）。

**（２）役割**

1. 福祉人材の育成をすすめ「人材登録バンク」の機能を構築します。

* 人材育成は参画団体が、各々の資源(機能)を一元化して、育成プログラム作成と実行を担います。

➢生活クラブ：小さな集まりを数多く作り、共感する組合員を増やします。

➢ワーカーズ連合会：これまでの実践で得たノウハウをもって、ワーカーズ設立を支援します。

➢県ネット：自治体調査の支援や自治体との連携に関するコーディネート機能を担います。

* 「人材登録バンク」の登録対象として、エッコロ制度「サポーターリスト」とのリンクも視野にボランティアスタッフについて検討します。

➢大人の学校：講座実践のノウハウを活かし、「福祉まちづくりコーディネーター」育成プログラムの運営を担います。

➢ＣＣＳ：「福祉まちづくりコーディネーター」育成プログラムの運営を大人の学校とともに担います。また「初任者研修」「資格取得者チャレンジ研修」を開設し、福祉事業の担い手養成を担います。

1. 福祉まちづくりコーディネーターの育成、管理、運営を行います。

* 「福祉まちづくりコーディネーター」の育成（プログラム構築も含む）、管理、運営は生活クラブ埼玉が「生活クラブ地域福祉事業連合」に業務委託します。
* 「福祉まちづくりコーディネーター」を生活クラブの認証制度にすることを検討事項とします。受講料は個人負担で計画します。
* 受講資格は問いません。組合員に限定せず誰でも受講できることとします。
* 受講後は希望者から「福祉まちづくりコーディネーター」として生活クラブ地域福祉事業連合で登録し組織化します。
* 「仮称）福祉まちづくりコーディネーター運営会議」を機関会議として設置します。
* 生活クラブ地域福祉事業連合の機関として位置づけることで外部の活躍場面もつくることをめざします。
* 「仮称）福祉まちづくりコーディネーター運営会議」は、福祉まちづくりコーディネーター同士の情報共有の場であると共にフォローアップ研修の機能を持ち、共通課題を育成プログラムへ反映していきます。
* 活動費用の有償化については「仮称）福祉まちづくりコーディネーター運営会議」で検討し、業務委託元である生活クラブ埼玉と協議して決定します。

1. 「地域福祉アドバイザー」を設置します。

* 「福祉まちづくりコーディネーター」の相談・サポートを役割とする「地域福祉アドバイザー」を生活クラブ地域福祉事業連合に設置します。
* 第１ステップ期間は「地域福祉アドバイザー」が「福祉によるまちづくり計画」策定活動を支援・サポートします。情報収集により具体化できる地域を特定するなど、具体的な実践モデルを提示して、取り組み推進につなげます。

1. 外部有識者とのアドバイザリー契約を結びます。

* 専門分野の対応に関する機能の充実、基金の審査会における専門分野等のアドバイス、事業に関する経営・法令面のアドバイスができる体制をめざします。

**（３）組織・運営体制**

1. 社員

* 法制度上、一般社団法人の会員は「社員」と称し、個人・団体で会員になることができます。事業内容から社員を多く設置する考えではなく、事務局と参画団体を社員として一般社団法人を設立します。

1. 理事会

* 理事は参画団体より選任し、事業体の管理運営の責任を持つ体制とします。（各団体の選任数は、一般社団法人設立準備会の検討事項とします）
* 監事は、出資を計画している生活クラブ埼玉より１名選任します。基金の設立に伴う運営等の専門性が必要になると考え、２人目の監事選任を検討します。（法人設立後の対応で計画）

1. 事務局

* 事務局は、以下の運営業務を役割として、２名の配置でスタートします。
* 「福祉まちづくりコーディネーター」の育成（プログラム構築含む）および管理・運営に関する対応。
* 「福祉まちづくりコーディネーター」の相談・サポートを「地域福祉アドバイザー」を担います。
* 基金運営業務。

1. 今後の検討事項

* 地域福祉の担い手養成講座等の取り組みは、将来的には育成された人材が主体的に運営に参加する機関の設置を検討します。

**（４）基金**

* 「福祉によるまちづくり計画」に基づいて興される事業を、資金により支援することを目的とします。
* 基金について情報発信し、地域福祉事業推進構想への理解と共感を高め、継続寄付者を増やします。
* 基金による助成対象は、「福祉によるまちづくり計画」策定に参画し、計画に位置付けられた事業であること、「福祉事業運営会議」に参画することを条件とします。
* 組合員からの寄付は、生活クラブによる集金代行システムで対応することを提案します。

1. 全体支援
2. 地域福祉応援制度

* マンスリーサポート　月　300 円（継続／組合員・事業連合参画団体対象）
* 年間サポート　　　　年3,600 円(組合員含む一般募集、団体可)

1. 年間寄付活動

* 組合員・事業連合参画団体対象
* 年２回募集（上期・下期）

1. 助成内容

* 新規事業立ち上げを支援対象とします。
* １件50万円を上限とし、年間300万円規模での助成を提案します。

1. 審査

* 事業連合内に審査会を設置して行います。
* 審査会は、事業連合参画団体代表と生活クラブ担当政策委員、事業者が所属するエリアの生活クラブ組合員リーダーで構成します（有識者を構成メンバーに入れることを検討事項とします）。
* 一般審査員の選出基準をつくり、応援者（継続支援者）が審査員となる仕組みをつくります。
* 審査基準は、「先駆性」「社会性」「実現可能性」「有効性」「発展性」「持続性」等として検討します。
* もう一つのステップアップのしくみとして、寄付者が、応募のあった事業に直接投票し、投票結果を審査会の審査に反映できる形をつくります。

1. 個別事業支援
2. クラウドファンディングで寄付を募ります。

* 既存のプラットフォームを使用します（応援者を限定せず幅広く募ります）。

1. 助成内容

* 新規事業立ち上げ支援（期間限定年2回／上期・下期）と事業継続支援（常時受付）
* 助成金と現物支給の２本立て
* 期間中の寄付金から手数料を引いた額を助成。（プロバイダと事業連合への手数料が発生します）
* 現物支給は申請書に必要とする物品を記載

1. 審査

* 書類による確認で申請受理を判断します。審査会は設けません。

1. 全体支援の現物支給支援

* お金以外の参加方法として特色のある事業化をめざし、調査研究事業として検討をはじめます。

**Ⅳ．その他に生活クラブ埼玉で取り組む福祉関連事業**

* 普遍的な福祉課題（住宅・配食・家事代行等）について、組合員を対象とした生活クラブの福祉事業としての取組みを今後検討していきます。

1. 住宅問題・「住まい」対し、専門家集団や事業者との連携による相談機能を検討します。
2. 食ワーカーズ、たすけあいワーカーズとの連携による配食事業の展開を検討します。
3. 生活クラブの生活支援サービス事業の可能性を検討するため、ワーカーズ連合会と協議をすすめます。
4. 移送サービス事業について今後どのような取り組みができるのか調査・研究に取り組みます。

以上